

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(案)
概要

1 趣旨(第1条)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める。

2 用語の意義(第2条)

この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

【参考】

法第2条(定義)

第5号 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

第8号 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

第14号 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

3 区の責務(第3条)

区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、区の特性に応じた施策を実施する。

4 個人番号の利用範囲（第4条）

(1) 法第9条第2項に規定する条例で定める事務（第1項）

区長その他の執行機関が社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務の処理に関して必要な限度で個人番号を利用する事務は、別表第1の右欄に掲げる事務及び別表第2の中欄に掲げる事務（特別区における東京都の事務処理特例に関する条例の規定により区が行うこととされる事務等を含む。）のとおりとする。

情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供することができることとされる法別表第2の第2欄に掲げる事務についても、区長又は教育委員会は個人番号を利用することができる。

【参考】

法第9条（利用範囲）

第2項 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

【法別表第2】（例）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十一 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(2) 庁内における情報連携の範囲（第2項～第4項）

区長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。

区長及び教育委員会は、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報の提供を受けることができることとされる法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、自らが保有し同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

以上の規定は、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の自治体等から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合においては適用しない。

5 特定個人情報の提供（第5条）

法第19条の規定により、区長又は教育委員会は、別表第3の第2欄に掲げる事

務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報を提供することができる。

【参考】

法第19条（特定個人情報の提供の制限）

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

第10号 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

6 権限の委任を受けた者の特例（第6条）

区長又は教育委員会には、法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている者を含む。

7 書面の提出義務の特例（第7条）

特定個人情報の利用ができ、又は提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

8 委任（第8条）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

9 施行期日（付則）

平成28年1月1日。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の自治体等から特定個人情報の提供を受ける規定については、法附則第1条第5号に定める日

なお、この条例の施行の日から法附則第1条第5号に定める日の前日までの間、条文中第1条（趣旨）及び第5条（特定個人情報の提供）の規定の適用については、「第19条第10号」とあるのは「第19条第9号」と読み替える。

【参考】

法附則第1条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第5号 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第四項まで並びに別表第二の規定

公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

〔別表第1(例)〕 個人番号を利用する機関及び事務

機 関	事 務
区長	1 墨田区女性福祉資金貸付条例(昭和50年墨田区条例第26号)による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの ・・・
	34 墨田区コミュニティ住宅条例(平成2年墨田区条例第12号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	1 墨田区就学援助費支給要綱(平成19年3月30日18墨教学第2008号)による就学援助費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

〔別表第2(例)〕 庁内における情報連携

機 関	事 務	特定個人情報
区長	1 墨田区女性福祉資金貸付条例による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの ・・・	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの ・・・
	39 墨田区コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

〔別表第3(例)〕 機関間での特定個人情報の提供

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
区長	1 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
教育委員会	・・・	区長	・・・